

真庭市有林 J-クレジット共同創出業務仕様書

真庭市有林 J-クレジット共同創出業務の仕様は、次のとおりとする。

1. 業務の目的

真庭市は、森林経営計画（属人）を策定している約 6,286ha の内、平成 30 年度以降に保育を実施した約 610ha を対象として、脱炭素社会の実現に貢献するとともに森林整備や地域経済の活性化につながる、J-クレジット制度に基づくクレジットの創出を行う。

本共同創出業務は、J-クレジット制度に基づくクレジット創出の実績及びノウハウを有する事業者（以下「共同創出者」という。）が航空レーザ計測データ等を活用し、真庭市が J-クレジットの創出を行う各業務及び認証され発行されたクレジットの販売を共同で実施することを目的とする。

2. 業務名

真庭市有林 J-クレジット共同創出業務（以下「本業務」という）

3. 定義

本仕様書で使用する用語は次のとおりとする。

- （1）実施要綱とは、『国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱』のことをいう
- （2）J-クレジットとは、実施要綱に基づき認証されたカーボンクレジットのことをいい、以下、ことわりがない場合は、J-クレジットのことを「クレジット」という
- （3）制度管理者とは、J-クレジット制度管理者のことをいう
- （4）共同創出者とは、クレジットの創出を真庭市と共同で取り組む者のことをいう

4. 関係制度文書

本事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、J-クレジット制度管理者が定める次の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- （1）実施要綱
- （2）実施規程（プロジェクト実施者向け）
- （3）実施規程（審査機関向け）
- （4）モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）
- （5）方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）
- （6）方法論（FO-001 森林経営活動）
- （7）約款（プロジェクト実施者向け）

5. 基本的な考え方

真庭市と共同創出者は、市有林を対象にしたクレジットの創出について協定を締結し、双方協力のもと、航空レーザデータ等を活用して森林経営活動に由来するクレジットを創出する。

併せて、創出したクレジットの販売によって得られる収益及びデジタル化された施業履歴データ等の森林情報を市有林の管理に活用し、持続可能な林業経営の実践を通してカーボンニュートラルの達成に貢献する。

6. 協定期間

協定締結の日から認証対象期間最終年の翌年度末まで

7. 対象森林

(1) 面積（プロジェクト面積）

真庭市有林のうち、森林法第11条に基づく森林経営計画（属人）の認定面積6,286haの内の約**610ha（人工林）**

(2) 施業履歴

平成30年度～令和7年度の搬出間伐および保育（下刈、除伐、枝打）の施業履歴のある林分は以下の通り（※林齢は2025年度時点）

※ただし、今後、関係資料を精査する中で、数値は増減する可能性がある。

（面積：ha）

林齢	間伐		保育 ヒノキ	林齢	間伐	
	スギ	ヒノキ			スギ	ヒノキ
9			30.24	53	0.84	5.56
10			110.75	54	1.11	11.32
12			0	56	6.69	3.97
18			3.36	57	3.42	0.45
19			39.09	58	1.68	17.53
20			17.99	59	8.79	20.25
21			18.29	60	6.45	25.57
40		4.48		61	6.89	12.27
41		0.82		62	8.67	6.69
42	9.99	0.56		63	16.15	27.68
43	10.54	8.79		64	17.5	9.62
46	3.47	4.97		65	10.57	13.2
47	0.14	3.84		66	1.34	4.46
48		5.75		67	24.16	4.27
49		14.09		69	3.02	1.43
50		4.24		71	1.73	0.67
51	1.18	6.12		73	2.77	
52	9.56	15.51				
合計					610.49	

(3) 収穫予想表

岡山県林分収穫表のうち、岡山県北部地域のスギ・ヒノキ地位下のデータを使用する。

60年生以降の幹材積成長量は0とする

8. クレジットの帰属及び販売等

(1) 審査機関及び制度事務局等に提出するプロジェクト登録書等は、真庭市長名で申請を行い、創出されたクレジットは真庭市の口座に登録する。

(2) 創出したJクレジットの販売は共同創出者が行き、販売収益のうち、提案された収益還元率に基づき市へ還元するものとする。なお収益還元率の算定根拠および適用条件等については明確に示すものとする。
なお、審査手数料や業務実施に係る費用を予め控除した上で、販売収益を還元すること。

9. 業務内容

(1) 全体スケジュール

①プロジェクト登録 令和8年度中(予定)

②クレジット認証発行 令和9年度～(予定)

※審査機関側の都合など等、やむを得ない事情によっては変更の可能性あり

(2) 業務分担

作業項目		真庭市	共同創出者
森林管理	森林管理、整備	○	
	森林の保護(巡視)	△	○
情報提供	森林簿、森林経営計画、施業履歴等クレジット創出に必要な情報の提供	○	
	現地確認(必要な場合)	△	○
プロジェクト登録	プロジェクト計画書の作成、審査対応(審査機関へ支払う審査費用の負担を含む)		○
	プロジェクト計画書変更	△	○
クレジット認証発行	モニタリングの実施		○
	モニタリング報告書作成、審査対応(審査機関へ支払う審査費用の負担を含む)		○
クレジット販売と収益分配	クレジットの販売	△	○
	収益の分配(還元)	△	○
その他	上記を除く共同創出者からの提案事項	△	○

※○印は主に取り組む者とし、△印は○印者の補助を行うこととする

10. 資料

(1) 市が提供する資料

No.	名称	概要
1	森林経営計画認定書	計画当初認定日：平成29年4月1日(認定番号：H29-2-真庭市) 計画当初認定日：令和4年3月31日(認定番号：R4-2-真庭市)
2	森林簿	(1)所在地(住所、林班、小班等) (2)林況等(林種、樹種名、造林年、面積、蓄積等) (3)法令(保安林、公園、その他法令の指定状況)
3	図面	森林GISに搭載の林班レイヤ、小班レイヤ
4	施業履歴データ	(1)所在地(住所、林班、小班等) (2)施業内容(工種、施業面積、実施方法等)
5	施業図面	施業履歴データに対応する測量図面等
6	岡山県林分収穫表	昭和46年4月編集 岡山県農林部林政課
7	その他	市と共同創出者が協議の上、必要と認められた資料

(2) 市が貸与する資料

対象林分の航空レーザー計測データ(4点/m²以上)と共同創出者が協議の上、必要と認めた資料

(3) 提供方法

市と共同創出者が資料のデータ形式、保存状況等を確認の上、協議して決定する。

(4) 資料の管理及び情報保護対策

- ・共同創出者は、本業務で取り扱う情報について、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、委託事業者が第三者に依頼する場合は、発注者に承諾を受けなければならない
- ・共同創出者は、機密情報の提供、返却等の授受については、発注者と協議の上、行うものとする

1 1. 実施体制

(1) 共同創出者は、協定締結後、速やかに事業計画書(様式任意)を作成し、市に提出すること

(2) 共同創出者は、企画提案書の業務実施体制表のとおり本事業を実施すること

(3) やむを得ない理由により、配置予定担当者が事業完了までの間に変更になる場合は、事前に市の了承を得ること

(4) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、本事業による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないよう、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、共同創出者の責任において解決すること

1 2. 守秘義務

(1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡してはならないものとし、本事業で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、本事業の完了後も同様とする

(2) 共同創出者は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には紛失又は漏洩のないように格別な注意を払うものとする

1 3. データ解析成果品の帰属

得られた成果品は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条及び第47条第3項に定める全ての権利並びに民法(明治29年4月27日法律第89号)第206条に定める所有権は共同創出者が有するものとし、市に使用权を提供するものとする。共同創出者は、本事業の成果品を市の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。

1 4. その他

疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項等については、市と共同創出者との協議により決定する。